

○一般コミュニティ助成事業対象となるもの・ならないもの
 主なものを記載しています。表に記載のないものについては、お問い合わせください。

助成内容	コミュニティの活性化につながる活動に 直接必要な 設備・備品等の整備
対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事用備品(お祭り用太鼓、提灯、幟、法被、幕、等) ・ 集会施設用備品(机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ、照明器具、エアコン等) ・ イベント用品(テント、放送設備、イベント用ステージ等) ・ 基礎工事の伴わない簡易な倉庫、物置(本助成事業で購入したものを収納するためのもののみ対象)
対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等) ・ 消耗品(事務用品、医薬品、一般調理器具(食器、包丁、箸等)) ・ 中古品、車両(乗用式のトラクター、草刈り機)、銃・刀剣類 ・ 施設・設備(備品)の修理・修繕 ※太鼓等の祭道具の修繕は対象 ・ 娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備 ・ 防犯カメラ、防災無線等防災目的の備品 ・ 車両、自転車 ・ PCアプリケーションソフト(パソコンと一体になっているものは除く) ・ 住民個人宅に設置されるもの

※助成金の交付は、事業完了後となりますのでご注意ください。